



答申第 467 号  
平成 26 年 12 月 1 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 12 月 1 日付け神戸市参広聴第 589 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ネットモニター制度のシステム化について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 インターネットを活用して、予め登録を行ったネットモニターへ市政に関するアンケートを実施することは、適時適切な市民意見の把握や、モニターの属性に応じた市政情報の発信が可能となることから公益に資するとともに電子計算機処理は不可欠であると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市ネットモニター制度のシステム化について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【ネットモニター登録項目】

- ・電子メールアドレス
- ・氏名
- ・ふりがな
- ・性別（男性・女性）
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号（日中連絡のとりやすい電話番号）
- ・ニックネーム
- ・職業（\*）
- ・関心のある行政分野（\*）〔登録は任意〕

\*は選択式の登録項目（選択肢は次のとおり）

【職業】

フルタイム、アルバイト・パート（契約・派遣含む）、自営業・自由業、家事専業、学生、無職、その他

【関心のある行政分野】

- ・安全・安心（防災，防犯，衛生） ・都市経営（医療産業都市，デザイン都市など）
- ・地域・文化（地域活動，文化芸術など）
- ・子育て（子育て支援，こどもの健全育成，学校教育など）
- ・福祉（高齢者支援，障害者支援など） ・健康（健康づくり，スポーツ振興など）
- ・環境（ごみ，環境保全，エネルギーなど）
- ・まちづくり（都市計画，道路，公園，住環境など）
- ・産業振興（観光，企業誘致，雇用創出など）
- ・インフラ（空港，港湾，公共交通など） ・行政運営（財政，行財政改革など）